

道路利用者意見収集の実施に向けて

- 1) 過去に実施した道路利用者意見収集
- 2) 意見収集結果の活用方法
- 3) 対象者別の利用者意見収集の手順
- 4) 意見収集のスケジュール案

1) 過去に実施した道路利用者意見収集

- ・平成22年度の「静岡県事故ゼロプラン」発足時に、最初の事故危険区間を設定するために大規模な意見収集を実施。
- ・“事故ゼロプラン発足から10年が経過し県内の道路環境も概成を迎えた”として利用者目線での交通課題の変化を把握するために、令和元年度および令和2年度の2カ年で道路利用者意見収集を実施。
- ・収集した利用者意見は事故危険区間の抽出の他、事故危険箇所の抽出にも活用。以降は社会資本整備重点計画の更新時期と同調し実施する方針とした。

■平成22年度 意見収集概要（事故ゼロプラン発足時）

- ・県内全域を対象
- ・地域住民の代表として自治体へのヒアリング調査を実施
- ・道路利用者として職業ドライバーへ調査票を配布し課題箇所を抽出（トラック、バス、タクシー協会 登録組織へのヒアリング）
- ・その他の一般道路利用者としてwebアンケート調査を実施
 - ・モニター調査(アンケートサイト登録者に対する調査)

H22 静岡県事故ゼロプランの当初選定時		
対象エリア		静岡県内
地域住民	管内自治体	ヒアリング調査
道路利用者	職業ドライバー	トラック・バス・タクシー協会 登録組織へのヒアリング
	Webアンケート	道路利用者Webアンケート調査 ・モニター調査



■令和2年度 意見収集概要（事故ゼロプラン当初の考え方を踏襲）

- ・県内全域を対象
- ・地域住民の代表として自治体へのヒアリング調査を実施
- ・道路利用者として職業ドライバーへ調査票を配布し課題箇所を抽出（トラック、バス、タクシー協会 登録組織へのヒアリング）
- ・その他の一般道路利用者としてwebアンケート調査を実施
 - ・モニター調査(アンケートサイト登録者に対する調査)
 - ・オープン調査(静岡HPからアクセス 誰でも回答が可能な調査)

R2 道路利用者意見収集		
対象エリア		静岡県内
地域住民	管内自治体	ヒアリング調査
道路利用者	職業ドライバー	トラック・バス・タクシー協会 登録組織へのヒアリング
	パブリックコメント Webアンケート	道路利用者Webアンケート調査 ・モニター調査 ・オープン調査

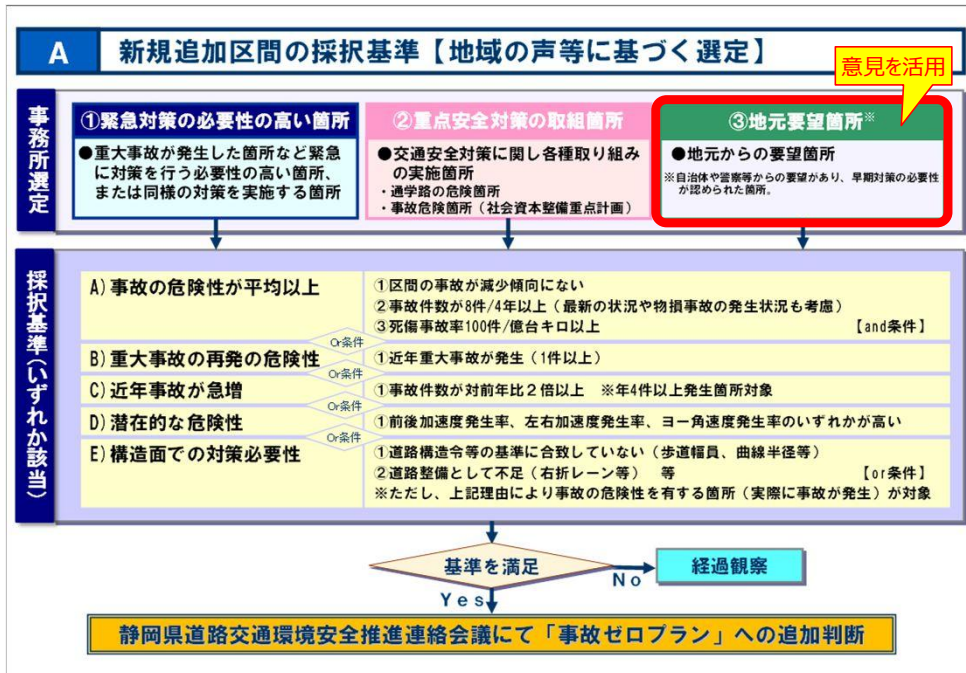
2) 意見収集結果の活用方法

- ・道路利用者より収集した意見は主に下記の整理へ活用する。（※事故危険箇所の選定手法は第5次社重点の頃の抽出基準）
- ・事故危険区間(静岡県事故ゼロプラン)の選定手法の一つである「地域の声等に基づく選定」の選定根拠として活用。
- ・事故危険箇所(社会資本整備重点計画(以下:社重点))の選定手法の一つである「抽出基準B：潜在的な危険箇所」の選定根拠として活用。

■ 静岡県事故ゼロプラン 新規事故危険区間（地域の声等に基づく選定）

- ・新規事故危険区間の2つの選定基準である「事故データに基づく選定」、「地域の声等に基づく選定」のうち、後者の選定に活用

＜地域の声等に基づく選定フロー＞



■ 第6次社重点 事故危険箇所の選定

- ・事故危険箇所の「抽出基準B」に含まれる＜潜在的な危険箇所＞の選定に活用（令和7年度の年度末頃に通達が来る想定）

＜参考：第5次社重点での抽出基準＞

2 事故危険箇所の抽出基準

幹線道路において、次に示す抽出基準A、抽出基準Bのいずれかに該当する箇所、道路整備や交通安全施設等の整備による交通事故削減効果が見込まれ、令和7年度までに事業が完了する見込みがある箇所を事故危険箇所として選定することとする。

抽出基準A

過去4年間（平成27年～平成30年）における平均的な交通事故発生状況について、死傷事故率が100件/億台キロ以上、かつ重大事故率^{※1}が10件/億台キロ以上、かつ死亡事故率が1件/億台キロ以上の箇所

※1 重大事故：死亡事故または30日以上治療を要する事故

令和元年以降の最新データを考慮した場合や、市町村道との交差点において市町村道上の事故データを加味すること（別添2「交差点・単路における事故件数・事故率の考え方」を参照）などにより、抽出基準Aを満たすこととなる場合には、同基準に該当する箇所として選定してもよいこととする。

抽出基準B

抽出基準Aに該当しない箇所のうち、ETC2.0のビッグデータを活用して判明した潜在的な危険箇所等、地域の課題や特徴を踏まえ、特に緊急的、集中的な対策が必要な箇所

地域の実情に応じて決定するものとし、例えば、次のような箇所が該当する。

＜潜在的な危険箇所＞

- ・「交通事故多発地点」
 - 民間企業などが公表している交通事故が多発する地点（一般社団法人日本損害保険協会等）
- ・「抽出基準Aに準じた箇所」
 - 抽出基準Aに準じる箇所のうち、交通事故が多発するおそれが多いと認められ、緊急的、集中的な対策が必要な箇所（抽出基準Aの3つの条件のうち1つは満たしていないが残りの2つは満たしているかつ高い値を示している等）
- ・「統合区間」
 - 複数の区間にまたがり一体的に対策を実施すべき箇所、これらの区間における事故を統合した場合に、抽出基準Aを満たす箇所
- ・「自転車・歩行者」
 - 歩行者自転車事故率や高齢者事故率など、地域の交通事故発生状況等の特性に応じた指標に基づく箇所

＜潜在的な危険箇所＞

- ・「ETC2.0プローブ情報の急挙動データ等」
 - ETC2.0プローブ情報の急挙動データ（ヒヤリハット）が多く発生しており、かつ現地の道路交通状況等からも交通事故発生危険性が高いと考えられる箇所
- ・「ヒヤリ・総点検」
 - ヒヤリハットアンケート、交通安全総点検もしくは道路利用者アンケート等において、危険性が指摘されている箇所
- ・「道路構造上問題有り」
 - 急カーブや急な縦断勾配、狭い幅員・路肩等、道路構造上危険性が高い箇所
- ・「交通量増加」
 - 前後区間で実施される道路の新設や改築等により、交通量の増加が見込まれる箇所
- ・「通学路対策必要箇所」
 - 通学路の合同点検における対策必要箇所に該当する箇所

意見を活用

3) 対象者別の利用者意見収集の手順

- ・意見収集の対象者は「自治体」、「職業ドライバー（トラック・バス・タクシー協会）」と「webアンケート」。
- ・ヒアリングを行う「自治体」、「職業ドライバー」に対しては対象者を選定後、事前の資料送付と回答記入、その後にヒアリング調査を実施。
- ・「webアンケート」については調査ページを作成し目標票数または調査期限に応じてアンケート調査を実施。

■ 意見収集対象者

■ 意見収集の手法

地域住民	直轄国道沿線自治体	①直轄国道が通過している自治体を抽出 ②各自治体役場の“交通安全に関する課・係”を対象者として抽出	意見収集の説明 ・直轄国道に関する課題や、地元からの要望について意見収集を行いたい旨を連絡し、自治体の担当者へ意見収集の了解を得る	資料の送付 ・自治体へヒアリング資料を事前送付するとともに、ヒアリング資料の内容説明と自治体内での事前意見収集を依頼する	事前意見収集 ・ヒアリング資料に対して自治体の職員間で直轄国道の課題箇所について意見収集をしていただく	ヒアリング ・沿線自治体へ訪問し記入いただいた課題箇所に対する、具体的な内容の聞き取りを行う	
道路利用者	トラック運転手 (職業ドライバー)	①「(社)静岡県トラック協会」に意見収集の趣旨説明 ②トラック協会より分室※の代表企業を紹介いただく ※R2当時は県内で9つの分室に分けられていた	協会へ意見収集の説明 ・直轄国道に関する課題について意見収集を行いたい旨を説明、協会より代表企業の紹介を頂く	代表企業への資料の送付 ・代表企業へヒアリング資料を事前送付するとともに、ヒアリング資料の内容説明と企業内での事前意見収集を依頼する	事前意見収集 ・ヒアリング資料に対して代表企業の職員間で直轄国道の課題箇所について意見収集をしていただく	ヒアリング ・代表企業へ訪問し記入いただいた課題箇所に対する、具体的な内容の聞き取りを行う	
	バス運転手 (職業ドライバー)	①「(社)静岡県バス協会」に意見収集の趣旨説明 ②バス協会より各事務所管内の代表企業を紹介いただく					
	タクシー運転手 (職業ドライバー)	①「商業組合 静岡県タクシー協会」に意見収集の趣旨説明 ②タクシー協会より各事務所管内の代表企業を紹介いただく					
	パブリックコメント (webアンケート) モニター調査	①国道事務所管内の自治体に在住し、直轄国道を利用したことのあるアンケートモニターを対象者として抽出	スクリーニング調査 ・住所や免許の有無などの条件設定を行い適切なモニターを絞り込み	調査ページ作成 ・調査内容を反映したWEBページの作成 ・各事務所実施	アンケート調査実施 ・目標票数の収集まで調査実施（1週間程度を想定）		
	パブリックコメント (webアンケート) オープン調査	①静岡県内の直轄路線で交通安全上の課題を感じた事のある利用者から意見を収集（対象者の限定は無し）	意見収集の事前告知 ・利用者からの意見収集を行う旨の事前告知（SNS、事務所や自治体HPで広報）	調査ページ作成 ・調査内容を反映したWEBページの作成 ・静岡HPにバナー設置、静岡県内一括で実施	アンケート調査実施 ・目標票数は設けない ・約1か月間継続調査		

4) 意見収集のスケジュール案

- ・全体の道路利用者意見収集と、その後の分析整理や新規事故危険区間・事故危険箇所の抽出のスケジュール案を整理。
- ・「道路利用者意見収集」と「収集結果の分析整理」を令和7年度内に実施し、意見収集結果を活用した「新規事故危険区間の選定」は令和8年度に行う想定。

■ 令和7年度の道路利用者意見収集とその結果を用いた新規事故危険区間・事故危険箇所の抽出 想定スケジュール

